

報告事項(1)資料

監査の結果について

総務課

令和2年4月

H31-21000-01079

令和2年3月19日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二 様

長崎県監査委員 瀨本磨毅穂

同 砺山 和仁

同 山田 朋子

同 山本 由夫

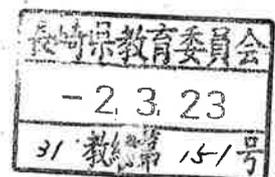


監査の結果について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した下記監査の結果を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

記

- 1 令和元年度普通会計定期監査（後期）
- 2 令和元年度財政援助団体等監査



定期監査結果報告書

令和元年度後期分

(令和元年11月5日から令和2年2月14日実施)

令和2年3月

長崎県監査委員

目 次

第1 監査の概要	1ページ
1 監査対象機関及び実施日	
2 監査対象期間	
3 監査の観点	
4 基本事項	
第2 監査の結果	3ページ
1 総 括	
2 指摘事項等の状況	
第3 指摘事項	6ページ
第4 意 見	12ページ
○ 別 紙	14ページ

令和元年度普通会計定期監査結果(後期)

第1 監査の概要

1 監査対象機関及び実施日

地方自治法第199条第4項の規定による令和元年度後期における普通会計の定期監査は、令和元年11月5日から令和2年2月14日までの期間において、121箇所の地方機関(知事部局、県立学校等、警察署)を対象として実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

【監査対象機関】

	地方機関			
	知事部局の地方機関	県立学校等	警察署	計
実地監査	10	28	7	45
書面監査	12	49	15	76
合計	22	77	22	121

2 監査対象期間

原則として平成30年度を対象期間としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和元年度についても監査日までを対象期間とした。

3 監査の観点

監査に当たっては、県の事務事業が法令等に則り適正に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているかなどの観点から実施した。

4 基本事項

(1) 収入

- ① 収入確保のため、調定事務、徴収対策が適切に行われているか。
- ② 収入未済の解消について、時効の管理を含む債権管理を適切に行い、効率的な回収に取り組まれているか。

(2) 予算の執行

- ① 予算の執行は、適切に行われているか。
- ② 経済性を考慮し計画的かつ効率的に執行され、効果的なものとなっているか。

(3) 契約

- ① 委託業務の実績及び履行の確認が徹底されているか。
- ② 予定価格の積算根拠は、明確かつ適切であるか。
- ③ 委託の成果が有効に活用されているか。

(4) 工事

- ① 工事の計画・設計・施工が、法令等に準拠しているか。適切かつ効率的、経済的に執行されているか。
- ② 設計積算にあたって十分な検討及び設計照査が行われているか。また、特に契約変更時は必要性、経済性が検討されているか。
- ③ 入札手続き、契約方法、支出に関する事務処理は適切に行われているか。

(5) 補助金等

- ① 補助金等の事務処理は、関係法令等に基づいて適切に行われているか。
- ② 補助事業完了後の書面や現地での履行確認は、必要に応じ適切に行われているか。
- ③ 補助事業の効果の検証は、行われているか。

(6) 物品

- ① 適切な物品の調達・管理が行われているか。
- ② 物品が有効に活用されているか。

(7) 財産の管理

- ① 公有財産等の管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 公有財産は、有効に活用されているか。

第2 監査の結果

1. 総括

監査の結果、地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のおり是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

	計	収入未済	収入	予算執行	契約	工事	補助金等	物品	財産管理	その他
指摘事項	(54) 65	(8) 11	(3) 3	(15) 8	(10) 20	(1) 1	(0) 0	(11) 19	(5) 3	(1) 0
指導事項	(112) 161	(5) 3	(23) 13	(21) 36	(25) 33	(4) 1	(2) 3	(17) 45	(14) 24	(1) 3
意見	(3) 3	(0) 1	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(1) 0	(0) 1	(1) 0	(0) 0
合計	(169) 229	(13) 15	(26) 16	(37) 45	(35) 53	(5) 2	(3) 3	(28) 65	(20) 27	(2) 3

単位:件

()は平成30年度後期監査結果件数

今回は、特に「物品」に関して毒物劇物の管理や、「契約」に関して委託業務の履行状況などに留意して監査した結果、「物品」が37件、「契約」が18件、それぞれ増加している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1)指摘事項

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③収入確保に適切な措置を要するもの
- ④予算を目的外に支出しているもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2)指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3)意見

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 収入未済について

税外未収金において、有効な時効中断措置を講じなかったため時効期間が経過した事例が認められたので、適正な債権管理を行い、効果的な徴収対策を講じるなど収入の確保に努めるべきである。

また、徴収の見込がないものについては、債権放棄等の適切な措置を取るべきである。

(2) 収入について

間伐材の売払いにおいて、支払代金を延滞している者をその後も指名競争入札に参加させている事例や、実習で製造した生産品の販売収入について、県の歳入から漏れている事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

(3) 予算の執行について

物品の購入において、一者随意契約が可能な3万円以下の予定価格で物品購入伺いを行い、同一時期に同一業者に発注している事例が少なからず認められた。

また、備品購入において見積書の徴取より前に業者へ購入決定の連絡を行っている事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(4) 契約について

業務委託で契約の仕様書に定める作業の回数どおりに業務が実施されていない事例、契約予定額の算定において作業の回数・頻度を設定していない事例、点検業務委託において不具合の報告があつたにもかかわらず対応がなされていない事例、犬捕獲抑留等業務委託契約において捕獲した犬一頭が逃げたにもかかわらず、捕獲及び逃げられた事実を業務実績報告書に記載させていない事例などが認められたので、適正な対応を行うべきである。

(5) 工事について

道路改良工事の設計において、車道の規制が必要ないにもかかわらず、必要があるものとして共通仮設費率等の施工地域補正を誤って適用していた事例が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(6) 補助金等について

補助金の交付額確定において、領収書等支出の事実を証明する書類等の写しの提出を求めおらず、確認が不十分なまま確定を行っている事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(7) 物品について

毒物劇物について、保管庫に施錠がされていない事例、長期間使用されていないものが使用の見込みがないまま保管されている事例など多くの問題が見られた。

また、全ての農業高校等において、実習で収穫した野菜等の生産品について、生産数量が報告されていなかったため、生産品の適正な受入れ・払出しを行うべきである。

(8) 財産の管理について

漁港施設用地で、不法占用の状態が長期間継続している事例や、使用見込みがない職員公舎について、用途廃止を行っていないため国有資産等所在市町村交付金が交付されている事例、また、学校で飲用に供されている井戸水の水質検査で異常値が報告されているにもかかわらず、使用を禁止する等の適切な対応が長期間取られていない事例などが認められたので、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

1 総務部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県税及び加算金等)

[五島振興局管理部税務課、壱岐振興局管理部税務課、対馬振興局管理部税務課]

(2) 財産の管理

県公舎建築設備点検業務委託により異常が報告されている箇所について、対策が行われておらず、また修繕計画の検討も行われていない。

[五島振興局上五島支所総務課]

2 企画振興部

(1) 予算の執行

公舎の修繕において、一括発注が可能と思われるものを3万円以下の予定価格で、繰り返し同一業者に発注している。安易な同一業者への発注を見直し、競争性・透明性を確保すること。また、施行時に修繕の根拠となる資料が添付されていない。

[五島振興局上五島支所総務課]

(2) 契約

① 諫早湾干拓堤防管理事務所浄化槽保守点検業務委託において、受託者に対し請求書提出の指示をしなかったことや最終的な財務端末での支出済の確認ができていなかったことにより、過年度支出となっている。

[県央振興局管理部総務課]

(農林部に再掲)

② 上五島支所庁舎清掃業務委託において、仕様書どおりに業務が実施されていない。

[五島振興局上五島支所総務課]

3 県民生活部

(1) 契約

犬捕獲抑留等業務委託契約において、抑留中の狂犬病予防法違反犬1頭を逸走させているにもかかわらず、受託者に指示をして、捕獲、逸走があった事実を業務実績報告書等に記載させていない。また、犬の抑留台帳等の改ざんを行っている。

[五島振興局保健部衛生環境課]

4 福祉保健部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。

(生活保護費返還金等)[西彼福祉事務所、上五島福祉事務所]

(障害福祉使用料等)[こども医療福祉センター]

(2) 予算の執行

カタログ価格では3万円を超える物品の調達において、一つの業者から示されたカタログ価格よりも大幅に下回る3万円以下の値引き後の価格を他の業者の見積を徴取することなく予定価格に設定して一者随意契約を行っている。[対馬振興局保健部企画保健課]

(3) 契約

生活困窮者等就労準備支援事業について、「請負」により委託契約しているが、相談支援など労務の提供を目的とする委託業務であることから「委任」により契約すべきである。また、予定額の積算において、電話の基本料金を含めており、過大な積算となっている。
[西彼福祉事務所]

(4) 物品

- ① 劇物で使用されていないものがあり、使用頻度が少ない毒物が大量に保管されている。また、検査で使用した強酸度の廃液が検査室の床(通路)に置かれている。
[県央振興局保健部環境課]
- ② 毒物劇物で長期間使用されていないものが存在し、使用見込みがないまま保管されている。また、施錠されていない保管庫がある。
[対馬振興局保健部衛生環境課]
- ③ 劇物の保管・管理において、毒物劇物危害防止規定に基づく点検が実施されていない。
[こども医療福祉センター]

5 産業労働部

(1) 物品

- ① 産業廃棄物として処分する物品の不用決定決議書及び処分結果報告書の「処分完了日」について、マニフェスト記載の最終処分終了日とすべきところ、校内の回収ボックスへの投入日としている。
[長崎高等技術専門校]
- ② 登録物品である製図用の椅子が4脚所在不明となっている。
[佐世保高等技術専門校]

6 水産部

(1) 収入未済

- ① 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(沈没船引上げ費用、漁港関連施設用地使用料相当額等)
[長崎港湾漁港事務所]
- ② 収入未済の徴収の見込がないものについては、債権放棄等の適切な措置をとること。(漁港施設占用料、漁港施設使用料相当額等)
[五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]

(2) 予算の執行

昨年度の監査で指導したにもかかわらず、物品の購入において、同一の所属が同一時期に、3万円以下の予定価格で物品購入伺いを行い、同一業者に発注・購入している。同一業者への発注を安易に繰り返すことなく、見積り合わせを行うなど競争原理を発揮させること。
[総合水産試験場]

(3) 契約

- ① 漁港環境及び海岸環境整備施設管理業務委託において、再委託の承認がされていないものがある。また、仕様書で定めている作業計画が作成されておらず、確認もされていない。さらに、精算時の完了報告書において十分な記載がないのに精算確認をしている。
[五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]

- ② 取水機械棟の修繕について、一者随意契約の理由が不適切である。
[総合水産試験場]
- ③ 庁舎の清掃業務委託において、仕様書に定める清掃作業の実施回数に対して、当該月に清掃されていない箇所や清掃回数が不足する箇所があるが、履行状況の確認が不十分である。
[総合水産試験場]
- ④ 庁舎の機械警備業務委託において、時間外勤務命令によることなく、庁舎内で宿泊または深夜退庁を繰り返す庁舎内にある他機関の職員がいるため、本館の機械警備を実施できない日が生じているにもかかわらず、改善に向けて必要な対応を行っていない。
[総合水産試験場]
- ⑤ 伺いシステム開発業務委託において、成果品のバックアップ用プログラムデータの提出がないにもかかわらず、履行を確認している。
[総合水産試験場]
- ⑥ 自動販売機設置場所貸付契約の締結にあたり、契約保証金として、履行期間が残っており、電気料の納入を確認していない現行契約の契約保証金を充当している。
[総合水産試験場]
- ⑦ 昨年度の監査で、指導したにもかかわらず、支出事務の効率化等を図るための具体的な検討を行わなかったため、調査用船料等で、多数回、同一の支払先に同一単価で支出している。単価契約等により支出事務の効率化や低廉化を図るべきである。
[総合水産試験場]

(4) 物品

劇物が一般の試薬と同じ場所に保管されているため、分けて保存する必要がある。また、長期間使用されていないものが存在し、使用見込みがないまま保管されている。さらに、管理簿に登録されていない劇物が存在する。

[対馬振興局農林水産部対馬水産業普及指導センター]

(5) 財産の管理

漁港施設用地について、不法占有の状態が長期間継続しているものがあるため、早期に是正を図るとともに、不法占有にかかる使用料相当額についても確実に徴収するなど適正に対処すること。

[長崎港湾漁港事務所]

7 農林部

(1) 収入

県営林産物の売払いで、支払代金を延滞した者を指名競争入札に参加させている。

[対馬振興局農林水産部林業課]

(2) 予算の執行

諫早湾干拓堤防の管理にかかる2件の業務委託について、施行伺の決裁日より前に、予定価格調書の作成や入札執行通知書の送付等がなされている。

[県央振興局農林部諫早湾干拓堤防管理事務所]

(3) 契約

- ① 諫早湾干拓堤防管理事務所浄化槽保守点検業務委託において、受託者に対し請求書提出の指示をしなかったことや最終的な財務端末での支出済の確認ができていなかったことにより、過年度支出となっている。

[県央振興局農林部諫早湾干拓堤防管理事務所]

- ② 飼料単価契約(乳牛)ほか2件の指名競争入札において、長年にわたり一者を除きすべての業者が辞退し、結果的に同じ業者が落札している状況が続いていることから、仕様書の変更など契約内容の見直しや、指名替えなど入札方法の見直しを行う必要がある。

[農林技術開発センター]

(4) 物品

試験研究で生じた野菜等の生産品について、生産段階で生産報告がなされておらず、適正な管理が行われていない。

[農林技術開発センター]

8 土木部

(1) 収入未済

- ① 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。

(一般会計: 棧橋使用料、港湾施設使用料、

港湾施設整備特別会計: ターミナル使用料、駐車場代等) [長崎港湾漁港事務所]

- ② 収入未済が新たに発生しているので、実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。(港湾施設使用料等)

[五島振興局建設部管理・用地課]

- ③ 収入未済については、時効中断措置及び効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(過払い報酬の返還金)

[対馬振興局管理部総務課]

- ④ 収入未済について、有効な時効中断措置を講じなかったため、時効期間が経過しているものがある。時効管理を含む実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。(一般会計、港湾施設整備特別会計: 港湾施設使用料等)

[対馬振興局建設部管理課]

(2) 収入

普通財産の貸付に係る調定において、事務手続きが著しく遅延している。

[五島振興局建設部管理・用地課]

(3) 予算の執行

カードプリンタ等の備品購入において、見積書徴取の日付より前に業者へ購入決定の連絡を行っている。また、見積執行通知書の作成や、見積決定の処理が行われていない。

[長崎港湾漁港事務所]

(4) 契約

- ① 長崎港元船B棟上屋(高圧受電設備)自家用電気工作物保安管理業務委託において、電気設備等の更新が必要であるとの点検結果報告があったにもかかわらず、対応がなされていない。

[長崎港湾漁港事務所]

② 相の浦港港湾緑地管理運営業務委託の予定額の算定において、作業の回数、頻度を設定していない。
[五島振興局建設部管理・用地課]

③ 空港消防救難活動業務委託において、人件費の積算が過大となっている。
[杵岐振興局建設部杵岐空港管理事務所、対馬振興局建設部対馬空港管理事務所]

(5) 工事

一般国道382号道路改良工事(1工区)の工事請負契約において、適用する施工地域補正を誤って設計額を積算している。
[対馬振興局建設部上県土木出張所]

9 教育庁

(1) 収入

実習で生じた缶詰の販売収入の取扱いについて、原材料費等の全額を県費で支出した缶詰(マグロ缶)の販売収入の一部が私費会計に計上され、県の歳入から漏れている。

また、原材料費等を県費と私費会計とで支出しているにもかかわらず、販売収入の全額を私費会計に計上している缶詰(サバ、サンマ缶)がある。

原材料費等の全額を県費で支出し、販売収入の全額を県の歳入として、県費と私費会計を明確に区分すべきである。
[長崎鶴洋高等学校]

(2) 予算の執行

① 校舎の修繕において、3万円をわずかに下回る予定価格で、年間を通じて同一業者への発注を繰り返している。安易な同一業者への発注を見直し、競争性・透明性を確保すること。
[国見高等学校]

② 農場の汚泥汲み取りで一者随意契約の理由がないものがある。
[諫早農業高等学校]

③ 同一物品の購入において、少量ずつ3万円以下の予定価格で同一業者に繰り返し発注しているものがある。安易な同一業者への発注を見直し、競争性・透明性を確保すること。
[佐世保中央高等学校]

(3) 契約

① 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約に当たり、見積決定をせず、また、見積額に消費税を加算せず契約を締結している。
[対馬高等学校]

② 浄化槽保守点検業務委託ほか1件において、業務が仕様書どおりに実施されていない。
[西彼農業高等学校]

③ 実習棟・艇庫移動式クレーン点検業務委託ほか1件の業務委託において、補修の必要があるとの報告があっているにもかかわらず、明確な対応方針がない。
[長崎鶴洋高等学校]

④ 消防用設備等点検業務委託外4件の委託にかかる契約書等について、検印を受けることなく公印を押印している。
[口加高等学校]

(4) 物品

《毒物劇物》

- ① 劇物の管理において、施設設備のない保管庫や、「医薬用外劇物」の表示がない保管庫がある。
[西陵高等学校]
- ② 劇物点検の際、容器が破損しているのを発見したにも関わらず、総括責任者(校長)に報告がされていない。さらに、容器を密封するなど、飛散防止策等の適切な対応がとられていない。
[松浦高等学校]
- ③ 毒物劇物で長期間使用されていないものが存在し、使用の見込みがないまま保管されている。また、開閉ができない保管庫がある。
[奈留高等学校]
- ④ 公費で購入していないため管理簿の作成等の適正な管理がなされていない劇物がある。また、今後使用見込みがない毒物劇物が保管されている。さらに、一般薬品と劇物が同一の保管庫に混在して保管されている。
[北松農業高等学校]
- ⑤ 公費で購入していないため管理簿の作成等の適正な管理がなされていない劇物や、使用記録が記載されていない劇物がある。また、一般薬品と劇物が同一の保管庫に混在して保管されている。
[西彼農業高等学校]

《生產品》

- ① 実習で生じた野菜等の生產品について、生産数量が管理されておらず、受入れ・払出しの適正な管理が行われていない。
[諫早農業高等学校、西彼農業高等学校、北松農業高等学校、島原農業高等学校、大村城南高等学校]
- ② 実習で生じた缶詰の受入れ・払出しの数量管理について、担当教諭が生產品出納簿の管理及び登記を行っており、出納員による処分数量、在庫数量等の管理が行われていない。
[長崎鶴洋高等学校]

《その他》

乳牛の売却にかかる一般競争入札について、適切な公告期間がとられていない。また、入札保証金に関する事項が公告に記載されていない。さらに、物品の不用決定前に売却にかかる事務処理が行われている。
[島原農業高等学校]

(5) 財産の管理

井戸水について、保守点検業務委託で水質の異常値が報告され、また、公的検査機関の水質検査でも不適合と判定されているにもかかわらず、長期間適切な対応がとられておらず、飲用にも供されている。
[北松農業高等学校]

第4 意見

今期の監査においては、業務委託において、契約で定めた作業の回数や実施方法どおりに業務が実施されていない事例や、施設等の点検業務委託において不具合の報告があったにもかかわらず、その後の対応がなされていない事例が見られた。事業の趣旨・必要性を十分に理解していない面があると思われるので、事業の目的を常に念頭において事務に当たるよう求めたい。

なお、特に速やかな改善・検討などが必要と認められるものは、以下のとおりである。

(1) 収入未済への適切な対応について

税外の収入未済について、納期限を過ぎた延滞者に対して法令等に基づく督促を行うことなく、面談や電話催告に終始している事例や、債務の承認や訴訟提起など有効な時効中断措置を取っていないため時効期間が経過してしまった事例が見られた。

また、港内に放置された船が沈没し、県が引上げを代行した案件について、多額の収入未済が発生しているが、本来、沈没事故が発生する前に積極的に放置船への対応を行うことが、未収金の発生防止につながると考える。

収入未済の縮減に向けて、関係法令や今般策定された「長崎県債権管理マニュアル」に基づき、督促や催告、資産状況の把握等に努め、適切な時期に遅滞なく法的措置を含めて対応することや人材の育成を求めたい。

〔財政課、関係部局所管課〕

(2) 毒物劇物の適正な管理について

毒物劇物については、前期に引き続き各機関の管理状況を確認したところ、保管庫が施錠されていない事例、危害防止規定に基づく点検がされていない事例、長期間使用されずに保管されたままとなっている事例のほか、検査で使用した強酸度の廃液が床(通路)に置かれたままとなっている事例、劇物のガラス容器が破損しているにもかかわらず、飛散防止策等の適切な対応が取られていない事例などが確認された。

使用見込のない毒物劇物については、多額の経費を要するということで処分が進んでいない面も見受けられるため、所属間譲渡や廃棄処分時の集約処理等が効果的であると思われるので、必要な方策の検討を求めたい。

なお、県立学校においては、長期間にわたって未使用のまま保管している毒物劇物について処分を予定している学校がある一方、処分についての検討が不十分であると思われる学校も見受けられた。使用実績のない毒物劇物の保管と処分についての基本的な考え方を示すこ

とが必要であると考える。

〔関係部局所管課、高校教育課〕

(3) 予定価格が3万円を超えない物品購入等について

物品の購入については、長崎県財務規則第106条(見積書の徴取等)第1項の規定で二者以上の見積書を徴取する必要があるが、その予定価格が3万円を超えないものにあつては同条第3項の規定により見積書の徴取を省略し、一者へ発注できることとされている。

前年度監査に引き続き、物品購入伺簿等を確認したところ、一回の購入額が3万円を超えない予定価格で頻繁に一者随意契約で購入している事例、公舎等の修繕について3万円をわずかに下回る予定額で同一業者に繰り返し発注している不自然な事例も見られた。

これらの背景には、事務の煩雑さを避けたいという思いや、各部署の職員の求めに応じてその都度発注している実態があるものと思われる。

安易に一者発注を行うことは、競争性・透明性を損なうこととなり、過去の不適切な物品調達問題と同様の問題を繰り返さないためにも、適正な調達ルール of 徹底と業務実態を踏まえた計画的な発注の仕組みづくりに早急に取り組むことを求めたい。

〔会計課、教育環境整備課、警察本部会計課〕

(別紙)

1 実地監査

監査対象機関	委員監査年月日	監査委員
--------	---------	------

[振興局]

長崎港湾漁港事務所	令和2年1月23日	濱本磨毅穂 山田 朋子 砺山 和仁 山本 由夫
県央振興局	令和元年12月23日	濱本磨毅穂 山田 朋子 砺山 和仁 山本 由夫
五島振興局	令和元年11月14日	濱本磨毅穂 山田 朋子 砺山 和仁 山本 由夫
五島振興局上五島支所	令和元年11月15日	砺山 和仁 山田 朋子
壱岐振興局	令和元年11月5日	濱本磨毅穂 山田 朋子 砺山 和仁 山本 由夫
対馬振興局	令和元年11月6日	濱本磨毅穂 山田 朋子 砺山 和仁 山本 由夫

[福祉保健部関係]

上五島福祉事務所	令和元年11月15日	砺山 和仁 山田 朋子
こども医療福祉センター	令和2年1月23日	砺山 和仁 山田 朋子

[水産部関係]

総合水産試験場	令和2年1月24日	濱本磨毅穂 山本 由夫
---------	-----------	-------------

[農林部関係]

農林技術開発センター	令和2年1月23日	砺山 和仁 山田 朋子
------------	-----------	-------------

[教育庁関係]

埋蔵文化財センター	令和元年11月5日	濱本磨毅穂 山本 由夫
長崎東中学校	令和2年1月24日	砺山 和仁 山田 朋子
佐世保北中学校	令和2年2月4日	砺山 和仁 山本 由夫
長崎東高等学校	令和2年1月24日	砺山 和仁 山田 朋子
佐世保北高等学校	令和2年2月4日	砺山 和仁 山本 由夫
島原高等学校	令和2年1月17日	濱本磨毅穂 山本 由夫

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
西陵高等学校	令和2年1月23日	砺山 和仁 山田 朋子
松浦高等学校	令和2年2月4日	濱本磨毅穂 山田 朋子
対馬高等学校	令和元年11月5日	砺山 和仁 山田 朋子
五島南高等学校	令和元年11月15日	濱本磨毅穂 山本 由夫
奈留高等学校	令和元年11月15日	濱本磨毅穂 山本 由夫
国見高等学校	令和2年1月17日	砺山 和仁 山田 朋子
波佐見高等学校	令和2年2月4日	砺山 和仁 山本 由夫
諫早農業高等学校	令和2年1月16日	濱本磨毅穂 山本 由夫
北松農業高等学校	令和2年2月3日	砺山 和仁 山本 由夫
西彼農業高等学校	令和2年1月24日	濱本磨毅穂 山本 由夫
鹿町工業高等学校	令和2年2月3日	砺山 和仁 山本 由夫
佐世保商業高等学校	令和2年2月4日	濱本磨毅穂 山田 朋子
島原商業高等学校	令和2年1月17日	濱本磨毅穂 山本 由夫
長崎鶴洋高等学校	令和2年1月23日	濱本磨毅穂 山本 由夫
五島海陽高等学校	令和元年11月15日	濱本磨毅穂 山本 由夫
鳴滝高等学校	令和2年1月24日	砺山 和仁 山田 朋子
佐世保中央高等学校	令和2年2月4日	濱本磨毅穂 山田 朋子
盲学校	令和2年1月24日	濱本磨毅穂 山本 由夫
島原特別支援学校	令和2年1月17日	砺山 和仁 山田 朋子
長崎特別支援学校	令和2年1月23日	濱本磨毅穂 山本 由夫
諫早東特別支援学校	令和2年1月16日	砺山 和仁 山田 朋子
大村特別支援学校	令和2年1月16日	砺山 和仁 山田 朋子

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
-------------	---------	---------

[警察署関係]

大浦警察署	令和2年1月23日	濱本磨毅穂 山本 由夫
浦上警察署	令和2年1月24日	砺山 和仁 山田 朋子
佐世保警察署	令和2年2月5日	濱本磨毅穂 山田 朋子
松浦警察署	令和2年2月5日	濱本磨毅穂 山田 朋子
五島警察署	令和元年11月15日	濱本磨毅穂 山本 由夫
吉岐警察署	令和元年11月5日	濱本磨毅穂 山本 由夫
対馬南警察署	令和元年11月5日	砺山 和仁 山田 朋子

2 書面監査

監査対象機関	委員監査年月日	監査委員
--------	---------	------

[危機管理監関係]

消防学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
------	-----------	-------

[総務部関係]

東京事務所	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
-------	-----------	-------

[県民生活部関係]

諫早食肉衛生検査所	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
-----------	-----------	-------

[福祉保健部関係]

西彼福祉事務所	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
東彼・北松福祉事務所	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
長崎こども・女性・障害者支援センター	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
佐世保こども・女性・障害者支援センター	令和2年2月14日	濱本磨毅穂

[福祉保健部こども政策局関係]

開成学園	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
------	-----------	-------

[産業労働部関係]

長崎高等技術専門校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
佐世保高等技術専門校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂

[農林部関係]

肉用牛改良センター	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
-----------	-----------	-------

[土木部関係]

石木ダム建設事務所	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
-----------	-----------	-------

監査対象機関	委員監査年月日	監査委員
--------	---------	------

[教育庁関係]

新幹線文化財調査事務所	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
教育センター	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
長崎図書館	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
対馬歴史民俗資料館	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
諫早高等学校附属中学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
諫早東高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
長崎西高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
長崎南高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
長崎北高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
長崎北陽台高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
佐世保南高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
佐世保西高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
宇久高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
諫早高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
猶興館高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
豊玉高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
上対馬高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
壱岐高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
五島高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
大崎高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
西彼杵高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
小浜高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
口加高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
川棚高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
北松西高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
上五島高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
中五島高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
島原農業高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
長崎工業高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
佐世保工業高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
島原工業高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
大村高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
大村工業高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
諫早商業高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
壱岐商業高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
長崎明誠高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
佐世保東翔高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
大村城南高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
平戸高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
島原翔南高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
清峰高等学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
ろう学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
佐世保特別支援学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂

監査対象機関	委員監査年月日	監査委員
虹の原特別支援学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
鶴南特別支援学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
希望が丘高等特別支援学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
川棚特別支援学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
諫早特別支援学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
桜が丘特別支援学校	令和2年2月14日	濱本磨毅穂

[警察署関係]

長崎警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
稲佐警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
時津警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
西海警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
諫早警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
雲仙警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
島原警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
南島原警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
川棚警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
早岐警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
相浦警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
江迎警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
平戸警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
新上五島警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂
対馬北警察署	令和2年2月14日	濱本磨毅穂

令和元年度

財政援助団体等監査

監査結果

長崎県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
第2	監査の結果		
1	総括	1
2	指摘事項等件数	1
3	指摘事項及び意見	2
	(1) 学校法人 鎮西学院	2
	(2) 長崎国際航空貨物ターミナル株式会社	2
	(3) 一般社団法人 長崎県観光連盟	3
	(4) 公益財団法人 長崎県食鳥肉衛生協会	4
	(5) 公益社団法人 長崎県看護協会	4
	(6) 特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会	5
	(7) 社会福祉法人 大空の会	6
	(8) 学校法人 柴田学園	6
	(9) 公益財団法人 長崎県産業振興財団	7
	(10) 公益財団法人 諫早湾地域振興基金	7
	(11) 一般社団法人 長崎県公園緑地協会	8
	(12) 長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体	9
	(13) 長崎県土地開発公社	9
	(14) 長崎県中央バス株式会社	10
	(15) 特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会	11
	(16) 公益財団法人 佐世保市体育協会	11
4	指導事項	13
(別紙)	令和元年度財政援助団体等監査の実施状況	14

令和元年度財政援助団体等監査 監査結果

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和元年度財政援助団体等監査を令和元年8月21日から令和2年2月14日までの期間において、原則として平成30年度を対象として35団体について実施した。

監査対象団体、監査年月日、財政援助等の内容及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、是正、改善または検討を要する事項が認められたので、該当した団体についての適切な指導を主務課に求めるとともに、主務課に対するものについては直接是正等を求めた。

2 指摘事項等件数

区 分	指 摘 事 項		指 導 事 項		意 見		合 計	
	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数
団体に対するもの	12	17	20	48	8	8	23	73
主務課に対するもの	6	6	3	4	1	1	8	11
合 計	—	23	—	52	—	9	—	84

※1 合計欄の団体数については、重複分を除いている。

※2 監査結果は、次の区分により取り扱う。

- (1) 指摘事項
- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
 - ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
 - ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
 - ④ 予算を目的外に支出しているもの
 - ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
 - ⑥ 経済性・効率性、有効性の観点から改善を要するもの
 - ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
 - ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2)指導事項 指摘事項の項目に該当するもののうち、輕易と認められるもの

(3)意見 ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

3 指摘事項及び意見

(1) 学校法人 鎮西学院

指摘事項

ア 領収書について（高校）（幼稚園）

授業料等に係る領収書について、連続番号が付されていない。

現金に係る事故を防止するため、事前に領収書に番号を付した上で使用すること。

指摘事項（対象：こども未来課）

ア 補助金額の確定について

長崎県私立幼稚園特別支援教育費補助金の実績報告書において、補助対象経費（1,939,076円）が交付決定額（2,067,000円）より小さくなっているため当法人の負担額がマイナス（△127,924円）となっている。

当法人はその旨実績報告書で報告しているにもかかわらず、県は交付決定額により当該補助金の額の確定を行っている。

過大交付となる補助金については返還を求めること。

(2) 長崎国際航空貨物ターミナル株式会社

意見

ア 出資目的と現状について

長崎空港が国際・国内航空貨物の物流拠点になることを目指し、平成4年に設立された当法人の主要事業の1つである国際航空貨物の取扱量について、平成9年度（1,373トン）以降、多少の増減はあったものの減少傾向にあり、当年度の実績は開業以来最も少ない57トンとなっている。

大規模都市空港への貨物集中や、航空便事情も実績減の背景にあるとのことであるが、関係機関と協議を行うなど、物流の拡大に向

けて具体的方策の検討が必要である。

意見（対象：新幹線・総合交通対策課）

ア 出資目的と現状について

長崎空港が国際・国内航空貨物の物流拠点になることを目指し、平成4年に設立された当法人の主要事業の1つである国際航空貨物の取扱量について、平成9年度（1,373トン）以降、多少の増減はあったものの減少傾向にあり、当年度の実績は開業以来最も少ない57トンとなっている。

大規模都市空港への貨物集中や、航空便事情も実績減の背景にあるとのことであるが、所管課においても県関係部局と協議を行うなど、物流の拡大に向けて具体的方策の検討が必要である。

（3）一般社団法人 長崎県観光連盟

指摘事項

ア 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金（事業費）の実績報告の誤りについて

当法人への県の補助金額の確定事務について、平成31年3月に行った計画変更申請及び実績報告書提出に際し、同補助事業で作成した書籍の販売代金213,474円を差し引いた額に補助金額を変更すべきところ、当該金額を含めた額で同補助金額の実績報告を行い、結果的に補助金を過大に受領している。

過大受領となる補助金については、県に返還すること。

指摘事項（対象：観光振興課）

ア 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金（事業費）について

当法人への県の補助金額の確定事務について、平成31年3月に行った計画変更承認及び補助金額の確定に際し、同補助事業で作成した書籍の販売代金213,474円を差し引いた額に補助金額を変更し確定すべきところ、当該金額を含めた額で同補助金額の確定を行い、補助金を過大に支出している。

過大交付となる補助金については、法人に返還を求めること。

なお、書籍等販売を目的とする成果物に対する補助については、補助を受けた年度内にすべて販売ができなかった場合、補助対象年度以降の販売収入についても同様に過大となるおそれがあるた

め、補助制度のあり方として販売収入と補助との関係を再整理すること。

(4) 公益財団法人 長崎県食鳥肉衛生協会

指摘事項

ア 郵便切手の管理について

郵便切手の管理については、受払簿を備えており、担当者が郵便切手の実在高と受払簿の照合を行っているが、担当者のみで行っており、また、照合印等残高を確認した記録がない。

適正な事務処理を行うこと。

(5) 公益社団法人 長崎県看護協会

指摘事項

ア 利用料金の設定に係る知事の承認について

当法人が長崎県看護キャリア支援センターの利用料金を定める場合には、長崎県看護キャリア支援センター条例（平成26年長崎県条例第53号）の規定に基づき知事の承認を受けなければならないこととなっているが、演習室3の利用について、知事の承認がないまま、演習室1及び2の利用料金と同額を徴収している。

適正な事務処理を行うこと。

意見

ア 施設の利用状況について（長崎県看護キャリア支援センター）

当法人は、関係施設（医療機関、社会福祉施設等）を訪問したり、パンフレットの送付を行ったほか、ホームページ等により施設の周知を図るなど利用促進に努めている。

しかしながら、当年度の利用状況は、成果指標である研修受講者数については目標値に達しているものの、もう一つの成果指標である就業相談等件数については目標値に達しておらず、前年度の実績値も下回っている。

今後とも、利用者のニーズの把握・利便性の向上に努めるなど、なお一層の利用促進に取り組むべきである。

○成果指標(研修受講者数) (単位:人、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値 a	4,000	4,000	4,100
実績値 b	3,826	4,076	4,282
達成率b/a	95.7	101.9	104.4

○成果指標(就業相談等件数) (単位:件、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値 a	2,000	4,400	5,200
実績値 b	4,362	5,234	4,937
達成率b/a	218.1	119.0	94.9

(6) 特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会

指摘事項

ア 目的外の施設利用について

長崎県難病相談・支援センターの管理運営に関する基本協定書には、施設等を設置目的以外の用に供してはならないと規定しているが、「患者会活動室」を当センターの事業内容と直接関係のない団体に実質的な事務室として、平成19年2月1日から恒常的に利用させている実態がある。

適正な事務処理を行うこと。

意見

ア 施設の利用状況について(長崎県難病相談・支援センター)

当年度の各種相談件数は964件(対計画比60.3%)、施設利用者数は4,833人(対計画比92.7%)であり、どちらも目標を下回っている。

当センターにおいては、就業支援やピアサポートの活用に取り組むなど、難病患者や家族等のサービス向上を図っているが、引き続き一層の利用促進に取り組むべきである。

○各種相談件数、施設利用者数の推移 (単位:件、人、%)

区 分			H28	H29	H30
①	各種相談件数 (電話、面談等)	目 標	1,600	1,600	1,600
		実 績	1,265	1,318	964
		対計画比	79.1	82.4	60.3
		対前年比	—	104.2	73.1
②	施設利用者数 (会議、交流会、講演会等)	目 標	6,746	5,763	5,215
		実 績	5,549	4,770	4,833
		対計画比	82.3	82.8	92.7
		対前年比	—	86.0	101.3

※相談件数のカウントについては、H30に、これまでの延べ件数から実件数に変更している。

指摘事項（対象：国保・健康増進課）

ア 目的外の施設利用について

長崎県難病相談・支援センターの管理運営に関する基本協定書には、施設等を設置目的以外の用に供してはならないと規定しているが、指定管理者において「患者会活動室」を当センターの事業内容と直接関係のない団体に実質的な事務室として、平成19年2月1日から恒常的に利用させている実態がある。

指定管理者には、行政財産である当センターの施設の目的外使用許可の権限がないことから、指定管理者と協議のうえ、是正を図ること。

(7) 社会福祉法人 大空の会

指摘事項

ア 立替払について

職員が感染症予防対策品をドラッグストアで現金で購入し、その領収書の提出により当該職員に支出しているものがある。

当法人の経理規程で定めている小口現金から支出するなど、適正な会計処理を行うこと。

(8) 学校法人 柴田学園

指摘事項

ア 預かり保育料について

長崎県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金の補助対象経費の算出に用いる預かり保育料の収入事務において、次のとおり是正すべき点があるので、適正な処理を行うこと。

(ア) 職員による立替について

預かり保育料については保護者から現金で受領し、全員分が集まった時点で預金に入金しているが、平成30年4月分について納入が遅れている保護者がいたため、職員が立て替えている。

(イ) 現金の管理について

保護者から現金で受領し、預金口座へ入金するまでの間、現金出納簿に記帳することなく保管しているため、現金在高を照合することができない。

また、時間外においては担当職員が当該現金を自宅に持ち帰り管理している。

指摘事項（対象：こども未来課）

ア 補助金に係る人件費の算出について

長崎県私立学校教育振興費補助金（幼稚園）の運営費補助のうち、人件費（給与費割分。以下同じ。）の算定については、前年度における補助対象幼稚園の対象職員の給与総額を県内全園の同給与総額で除した割合を、県の同経費に係る予算額に乗じて得た額としている。

しかし、当法人（幼稚園）の人件費の算出においては、根拠となる前年度の給与対象額を幼稚園運営に係る金額とすべきところ、併営する放課後児童クラブの兼務分も含んだ職員全員の人件費を基に算出したため、補助額（配分額）が過大となっている。

また、本件に係る人件費の算出について所管課は、平成30年12月に実施した同法人に対する検査で誤りを把握していたにもかかわらず、交付額の変更等の措置も取っていない。

算定の基礎となる同補助金の人件費に係る県補助金の予算額は定額のため、同幼稚園の補助額が過大になることで、県内の他の幼稚園の補助額（配分額）に影響することから、当該影響額を精査の上、補助金の返還も含め適正な事務処理を行うこと。

（9）公益財団法人 長崎県産業振興財団

指摘事項

ア 助成金に係る事務手続について

当法人が実施しているナガサキ型新産業創造ファンド事業助成金について、申請者から実績報告書を受領後、助成金の額の確定までに1年以上を要しているものがある。

適正な事務処理を行うこと。

（10）公益財団法人 諫早湾地域振興基金

意見

ア 経営状況について

当年度の正味財産増減計算書では、経常収益が14,969千円、経常費用が63,591千円で、当年度経常増減額は48,622千円の赤字であるが、基本財産の一部（49,500千円）取り崩しにより補てんし、当期一般正味財産増減額は878千円の黒字となっている。

基本財産（出捐金）の一部取り崩しを前提とした現行の運営方針

は、令和3年度までのものであり、令和4年度以降の当法人のあり方については、令和3年度までに検討委員会等を設置し、方針を定めることとしているが、諫早湾干拓事業を取り巻く周囲の環境等も踏まえつつ、今後の基金事業の運営について検討しておく必要がある。

(11) 一般社団法人 長崎県公園緑地協会

指摘事項

ア 施設利用者数の目標値設定について

平戸公園及び田平公園の施設全体に係る目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している（指定管理者：377,000人、県所管課：395,358人）が、目標値設定に際して、事前に県所管課と調整・協議を行うこと。

意見

ア 施設の利用状況について（平戸公園及び田平公園）

当法人は、公園利用促進のため、主催イベントとして「さくらまつり」、「光のフェスタ」のほか、フォトコンテストや野外体験学習等を開催し、またツーデーウォーク等地域イベントの後援や協力を行うなど利用者増を図っている。

当年度の公園施設の利用者数をみると、無料施設利用者数は前年度より増加し、目標利用者数も上回っているものの、有料施設利用者数は前年度より減少し、目標利用者数も下回っている。

今後とも、施設のPRに努めるとともに、イベントの充実など利用促進に努められたい。

○平戸公園、田平公園利用者数の推移 (単位：人、%)

区分		H28	H29	H30	
目標	所管課	有料	28,225	29,825	31,400
		無料	331,005	350,501	363,958
		合計	359,230	380,326	395,358
	団体	有料	29,700	29,900	30,100
		無料	343,300	345,100	346,900
		合計	373,000	375,000	377,000
実績	有料	田平公園	31,120	32,057	29,670
		テニスコート	7,203	7,724	7,115
		運動広場	23,917	24,333	22,555
		計	31,120	32,057	29,670
	無料	平戸公園	191,921	197,074	189,049
		田平公園	172,190	182,079	191,434
		計	364,111	379,153	380,483
		合計	395,231	411,210	410,153
対前年比(%)		—	104.0	99.7	

※ 平戸公園は有料施設なし

指摘事項（対象：道路維持課）

ア 施設利用者数の目標値設定について

平戸公園及び田平公園の施設全体に係る目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している（指定管理者：377,000人、県所管課：395,358人）が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。

(12) 長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体

指摘事項

ア 施設利用者数の目標値設定について

百花台公園及び百花台森林公園の施設全体に係る目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している（指定管理者：220,000人、県所管課：410,720人）が、目標値設定に際して、事前に県所管課と調整・協議を行うこと。

指摘事項（対象：道路維持課）

ア 施設利用者数の目標値設定について

百花台公園及び百花台森林公園の施設全体に係る目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している（指定管理者：220,000人、県所管課：410,720人）が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。

(13) 長崎県土地開発公社

指摘事項

ア 契約事務について

契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。

(ア) 工事の入札執行について

長崎県土地開発公社決裁規則において、工事の入札執行は総務部長が行うことと定められているが、恒常的に総務部次長が執行している。

(イ) 工事等の起工の決裁について

長崎県土地開発公社決裁規則において、工事等の起工については、1件の設計額が250万円超1億円以下の場合には常務理事が決裁すると定められている。

しかしながら、「平戸市工業団地整備事業に伴う確定測量業務委託」（設計額7,132千円）に係る起工伺について、総務部長が決裁を行っている。

(ウ) 契約保証金について

「時津10工区2工区－8住宅用地不動産鑑定評価及び意見書作成業務委託」について、契約の相手方が契約保証金を徴取すべき者であるにもかかわらず、誤って免除している。

意見

ア 県の出資廃止への対応について

当社は、現在造成・販売中の時津第10工区について、平成24年に策定した経営改善実施計画が現状と乖離していたことから、平成28年度を初年度とする新たな経営改善計画を策定し、事業の完了予定を令和3年度としている。

県は「新」行財政改革プランに基づく検討の中で、当該事業が完了した段階で当公社への出資廃止の方針を打ち出しているため、事業完了後の解散に向けた事業の精算、資産・負債の処理等の課題について整理し、適確な対応を進めていく必要がある。

また、県からの要請により取得・造成した大村臨海工業用地については、未だに県からの買戻しがなされていない状況であるが、本事業は県からの借入金と当公社の自己資金を財源としており、解散までに自己資金を回収する必要があることから、引き続き県に対し買戻しを要請すべきである。

(14) 長崎県中央バス株式会社

指摘事項

ア 金券等受払簿について

商品券の購入において、金券等受払簿に受入れの記載はされており、実際に払出しているが、払出しの記載がないため、受払簿上は残高があることになっている。

また、当該受払簿に当法人分と長崎県交通局分をまとめて記載している。

当法人独自の受払簿を作成のうえ、適正に記載し、残高の照合を行うこと。

イ 規程等の整備について

組織や職制に係る規程等が整備されていない。

長崎県交通局に準じているということであるが、別組織であるので、必要な規程等は独自に整備すること。

(15) 特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会
意見

ア 施設の利用状況について

当法人は、佐世保青少年の天地、千々石少年自然の家及び世知原少年自然の家において、各市町教育委員会や学校等への訪問、子供会やPTA等に対する団体利用の依頼、県・市の広報誌への掲載、主催事業の案内、ダイレクトメールの送付によるリピーター確保など利用促進に努めているが、うち佐世保青少年の天地及び千々石少年自然の家の2施設の当年度利用者数について、目標利用者数を下回っている。

そのような中、施設のあり方についての検討もなされているところであり、さらなる利用者増に向けて、今後とも、モニタリングの結果を施設の運営に反映させるなど、より利用者のニーズにあった施設の利用促進に取り組むべきである。

○施設の利用状況

(単位:人)

施設名	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
佐世保青少年の天地	73,700	67,615	71,100	65,207	68,700	63,110
千々石少年自然の家	22,600	21,923	22,100	21,146	21,700	21,487
世知原少年自然の家	24,800	25,501	25,200	24,462	24,700	25,208
合計	121,100	115,039	118,400	110,815	115,100	109,805

(16) 公益財団法人 佐世保市体育協会

意見

ア 施設の利用状況について(長崎県立総合体育館県北トレーニング室)

当法人は、初心者を対象とした無料体験やポイントサービスの実施などにより利用促進に努めているが、当年度の利用状況は、近隣に民間の24時間ジムができたこと等により、目標利用者数を達成することができず、前年度と比べても減少している。

今後とも利用者のニーズの把握、広報の充実などを図り、なお一層の利用促進に取り組むべきである。

○利用者数の推移（県北トレーニング室）（単位：人、％）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標利用者数	44,600	48,800	54,700
利用者数	51,108	58,329	49,180
目標達成率	14.6	19.5	△ 10.1

4 指導事項

項 目		団 体 数	件 数
団 体	会 計 処 理	6	13
	事 務 処 理	8	11
	契 約	6	7
	補 助 金	5	6
	規 程 等 の 整 備	3	4
	指 定 管 理 業 務	3	3
	財 産 管 理	2	2
	未 収 金	1	1
	物 品 等 管 理	1	1
	合 計	20	48
主 務 課	補 助 金	2	2
	指 定 管 理 業 務	2	2
	合 計	3	4

※ 合計欄の団体数については、重複分を除いている。

令和元年度財政援助団体等監査の実施状況

1 総務部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
学校法人 鎮西学院	— 令和元年8月26日	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	312,130,000円	—
			長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	415,170円	
			長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	9,373,650円	
			長崎県私立学校授業料軽減臨時補助金	64,350円	
			長崎県私立高等学校生徒通学費補助金	10,800円	
			長崎県私立高等学校県内就職推進事業費補助金	1,421,000円	
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	1,171,800円	
		補助金	長崎県私立大学及び短期大学外国人留学生支援事業費補助金	2,476,000円	
			長崎県私立高等学校離島高校生修学支援費補助金	240,000円	
			結核予防費補助金	209,686円	
			長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)	290,000円	
			長崎県私立幼稚園特別支援教育費補助金	2,067,000円	
			長崎県私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金	90,000円	
		学校法人 長崎南山学園	— 令和元年8月26日	補助金	
長崎県私立学校教育振興費補助金(中学校)	75,852,000円				
長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	703,500円				
長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	7,164,600円				
長崎県私立高等学校生徒通学費補助金	27,500円				
学校力をパワーアップ私立学校実践支援事業補助金	2,000,000円				
交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金			338,763円	
補助金	長崎県私立中学校等修学支援実証事業費補助金			1,404,238円	
学校法人 長崎日本大学学園	— 令和元年9月17日	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	414,122,000円	—
			長崎県私立学校教育振興費補助金(中学校)	84,318,000円	
			長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	1,000,000円	
			長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	13,188,000円	
			長崎県私立学校授業料軽減臨時補助金	99,000円	
			長崎県私立高等学校生徒通学費補助金	73,700円	
			学校力をパワーアップ私立学校実践支援事業補助金	2,000,000円	
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	1,387,355円	
		補助金	長崎県私立中学校等修学支援実証事業費補助金	1,974,900円	
			結核予防費補助金	208,240円	
学校法人 第二岩永学園	— 令和元年9月19日	補助金	長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	385,000円	—
			長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	10,050,675円	
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	176,985円	

2 企画振興部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎国際航空貨物ターミナル株式会社	令和2年1月16日 令和元年9月10日	出資	出資率 25.6%	277,000,000円	砺山 和仁 山田 朋子
松浦鉄道株式会社	— 令和元年10月1日	補助金	長崎県松浦鉄道施設整備事業費補助金	58,920,000円	—
西肥自動車株式会社	— 令和元年10月2日	補助金	長崎県バス運行対策費補助金	27,258,000円	—
			長崎県生活バス路線運行対策費補助金	11,003,000円	
一般社団法人 長崎県バス協会	— 令和元年8月30日	補助金	長崎県運輸事業振興助成補助金	23,299,000円	—

3 文化観光国際部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎県文化団体協議会	— 令和元年10月7日	補助金	文化団体助成費補助金	13,715,000円	—
一般社団法人 長崎県観光連盟	令和元年12月19日 令和元年10月10日	補助金	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金(運営費)	42,913,000円	濱本磨毅穂 山本 由夫
			一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金(事業費)	177,934,482円	
			長崎県総おもてなし運動推進事業補助金	238,000円	
			ユニバーサルツーリズム推進事業補助金	529,500円	
		長崎県国境離島地域しま旅滞在促進・グレードアップ事業補助金	143,117,115円		
		負担金	長崎県観光キャンペーン事業負担金	23,478,277円	
一般社団法人 長崎県物産振興協会	— 令和元年10月9日	補助金	長崎県県産品振興事業補助金	10,968,000円	—

4 県民生活部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 長崎県食鳥肉衛生協会	令和2年1月16日 令和元年9月9日	出資	出資率 100%	10,000,000円	濱本磨毅穂 山本 由夫

5 福祉保健部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益社団法人 長崎県看護協会	— 令和元年10月1日、9日	指定管理	長崎県看護キャリア支援センターの指定管理業務	52,771,724円	—
		補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金(訪問看護支援事業)	1,084,000円	
医療法人 共生会	— 令和元年10月21日	補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金(病院内保育所運営事業)	5,640,000円	—
特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会	— 令和元年8月30日	指定管理	長崎県難病相談・支援センターの指定管理業務	8,472,232円	—
		補助金	長崎県難病患者就労支援事業費補助金	2,894,497円	
公益財団法人 長崎県すこやか長寿財団	令和元年12月19日 令和元年9月3日	出資	出資率 49.7%	100,000,000円	砺山 和仁 山田 朋子
		補助金	長崎県明るい長寿社会づくり推進機構運営事業費等補助金	59,948,000円	
社会福祉法人 大空の会	令和2年2月5日 令和元年10月16日	出資	出資率 100%	10,000,000円	濱本磨毅穂 山田 朋子

6 福祉保健部こども政策局関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎県青少年育成県民会議	—	補助金	ココロねっこ運動推進事業費補助金	15,921,000円	—
	令和元年10月8日		「こどもは宝」子育て応援強化事業費補助金	2,215,000円	
学校法人 柴田学園	—	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)	8,557,000円	—
	令和元年10月15日		長崎県私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金	462,000円	
			長崎県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金	1,200,000円	

7 産業労働部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
平戸商工会議所	—	補助金	長崎県小規模事業経営支援事業費補助金	29,403,000円	—
	令和元年9月12日		地域産業活性化支援補助金	328,880円	
公益財団法人 長崎県産業振興財団	令和元年12月19日	出資	出資率 79.7%	194,000,000円	濱本磨毅穂 山田 和仁 山本 朋子 山本 由夫
	令和元年10月23日 ~24日	補助金	長崎県中小企業経営資源強化対策費等補助金	91,566,866円	
		負担金	長崎県企業誘致特別強化対策事業費負担金	133,672,000円	
	補助金	長崎県新産業創出支援事業費補助金	82,986,719円		
		新エネルギー産業等プロジェクト促進事業補助金	14,275,624円		
長崎県設備資金貸付事業推進費補助金	3,976,000円				
長崎県職業能力開発協会	—	補助金	長崎県職業能力開発協会運営費補助金	38,689,378円	—
	令和元年10月16日		認定訓練助成事業費補助金	350,000円	

8 水産部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
有明海栽培漁業推進協議会	—	補助金	長崎県広域種共同放流推進事業費補助金	15,640,263円	—
	令和元年10月18日		ヒラメ共同放流強化支援事業費補助金	2,916,000円	

9 農林部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
南島原市鳥獣害防止対策協議会	—	補助金	ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	13,675,000円	—
長崎県土地改良事業団体連合会	令和元年8月21日	補助金	土地改良区体制強化事業費補助金(施設及び財務管理強化対策事業)	5,800,000円	—
			土地改良区体制強化事業費補助金(受益農地管理強化対策事業)	1,800,000円	
			土地改良負担金償還平準化事業補助金	51,013円	
			土地改良施設維持管理適正化事業補助金	26,400,000円	
公益財団法人 諫早湾地域振興基金	令和2年1月16日	出資	出資率 95.0%	1,900,000,000円	濱本磨毅穂 山本 由夫
	令和元年9月25日				

10 土木部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
一般社団法人 長崎県公園緑地協会	— 令和元年9月13日	指定管理	平戸公園及び田平公園の指定管理業務	38,537,000円	—
長崎県公園緑地協会・ 八江グリーンポート共 同体	— 令和元年8月22日	指定管理	百花台公園及び百花台森林公園の指定管理 業務	29,491,000円	—
長崎県土地開発公社	令和元年12月19日 令和元年10月3日 ～4日	出資	出資率 100%	50,000,000円	濱本 磨毅穂 砺山 和仁 山田 朋子 山本 由夫

11 交通局関係

監査対象団体	委員監査年月日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	予備監査年月日				
長崎県中央バス株式会 社	令和元年12月19日 令和元年10月8日	出資	出資率 100%	90,000,000円	濱本 磨毅穂 山本 由夫

12 教育庁関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活 動推進協会	— 令和元年9月18日	指定管理	長崎県立佐世保青少年の天地、長崎県立千々 石少年自然の家及び長崎県立世知原 少年自然の家の指定管理業務	176,377,000円	—
対馬青年の家施設運 営協会	— 令和元年10月11日	指定管理	長崎県立対馬青年の家の指定管理業務	15,472,000円	—
長崎県高等学校文化 連盟	— 令和元年8月21日	補助金	長崎県高等学校文化活動費補助金(長崎県高等学校 総合文化祭開催費補助事業)	5,205,000円	—
			長崎県高等学校文化活動費補助金(長崎県高等学校 総合文化祭離島地区高等学校参加費補助事業)	1,707,000円	
			長崎県高等学校文化活動費補助金(全国高等学校総 合文化祭派遣費補助事業)	3,870,000円	
			長崎県高等学校文化活動費補助金(長崎県高等学校 文化活動推進校指定事業)	5,200,000円	
			長崎県高等学校文化活動費補助金(長崎県高等学校 文化活動活性化補助事業)	3,231,000円	
公益財団法人 佐世保市体育協会	— 令和元年10月2日	指定管理	長崎県立武道館及び長崎県立総合体育館県 北トレーニング室の指定管理業務	22,397,364円	—

13 警察本部関係

監査対象団体	委員監査年月日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	予備監査年月日				
公益財団法人 長崎県暴力追放運動 推進センター	令和元年12月19日	出資	出資率 76.2%	555,278,000円	砺山 和仁 山田 朋子
	令和元年9月5日	補助金	長崎県暴力追放運動推進センター補助金	4,999,000円	

注1: 委員実地監査日欄を「—」と表示しているものは、事務局職員のみで実地監査を行ったものである。(25団体)

注2: 監査委員欄は、実地監査を行ったものは委員名を表示し、実地監査を行っていないものは「—」と表示している。

令和元年度 包括外部監査結果報告書 (報告書に添えて提出する意見書) 【概要版】

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

第2 テーマについて

1 選定した特定の事件

「長崎県の委託契約事務の執行について」

2 特定の事件として選定した理由

平成29年度の一般会計決算額における本県の委託料総額は246億4,485万1,267円であり、特別会計決算額における委託料総額7億293万1,603円とあわせると253億4,778万2,870円におよび、本県財政に与える影響は大きい。

また、委託契約には「委任」と「請負」が混在している場合があり契約時に留意する必要があること、過年度の定期監査等で予定額や予定価格の積算根拠の明確化が求められていること、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の適切な選択が求められていること、契約履行を確保するために十分な監督・検査が求められていることなど、適正な事務執行の要請は強い。

これまで、弁護士が長崎県の包括外部監査人として、委託契約事務を特定のテーマに取り上げたことがないため、合规性に主眼を置き監査することは、同事務執行の適正化に資するものと考えられる。

第3 監査対象・方法

1回の委託料支出（一般会計のみ。契約金額の全額の場合もあれば、分割払いの一部である場合もある）が100万円以上となっている契約を監査の対象とした。

1 平成30年度公金支出情報による絞り込みの結果：合計1,731件

なお、警察本部は公金支出情報を公表していないため、上記件数には含まれていない。

2 過年度委託料調による絞り込みの結果：合計290件

3 第1次資料調査（主に契約締結に関する資料）合計138件

4 第2次資料調査（成果物の確認までの全ての資料）による絞り込みの結果：132件

5 ヒアリング調査：132件に警察本部の7件を加えた合計139件

第4 指摘事項・意見の件数

1 全庁的に共通する指摘事項・意見

指摘事項	意見
6	6

2 所管部局ごとの指摘事項・意見

所管部局		指摘事項	意見
1	危機管理監	3	1
2	総務部	2	5
3	企画振興部	3	7
4	文化観光国際部	3	3
5	県民生活部	0	0
6	環境部	2	1
7	福祉保健部	1	1
8	こども政策局	0	3
9	産業労働部	0	0
10	水産部	2	1
11	農林部	1	2
12	土木部	4	2
13	長崎振興局	15	7
14	県央振興局	2	8
15	島原振興局	2	5
16	県北振興局	2	3
17	五島振興局	5	0
18	壱岐振興局	4	4
19	対馬振興局	2	2
20	教育庁	1	3
21	県立学校	2	1
22	警察本部	12	0
合計		68	59

第5 全庁的に共通する指摘事項・意見の概要

1 随意契約に関する指摘事項・意見

(1) はじめに

契約方法の原則は、透明性や公正性、機会均等性、経済性を確保しうる一般競争入札であり、随意契約は地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項が定める限定的な場合のみ選択できる。

長崎県においても、随意契約事務の適正化を図るため、様々な取り組みを進めてきており、本監査においても、適正化に対する県職員の問題意識の高さ、特に、随意契約は例外的な契約方法であり原則として一般競争入札すべきという強い意識を感じることができた。

しかしながら、長崎県が随意契約の適正性を担保するために導入している随意契約検討シートについては、記載内容が抽象的であったり不明確であったり具体性を欠くものが散見され、その作成が形骸化しているのではないかと懸念される。

随意契約検討シートは、平成 19 年 3 月 13 日付「随意契約適正化指針」で示されているとおり、その内容を公表することで、県民に対し、随意契約事務の執行状況を説明するとともに、県民において執行状況の適正性をチェックする機会を提供するという機能を有している。これらの機能の重要性を認識し、詳細かつ具体的な記載に努めてもらいたく、次のような改善を求める。

ア 随意契約検討シートには、随意契約を選択した理由を具体的かつ詳細に記載すべきである【指摘事項】

随意契約検討シートにおける随意契約を選択した理由を、単に「(当該事業を)県内で唯一行いうる事業者である」とか「(当該事業に)精通した事業者は県内で他にいない」とか抽象的な記載しかしていないものが散見された。

このような抽象的な記載だけでは、どのような調査や根拠に基づき「県内で唯一」であるとか「県内で他にいない」と判断しているのか全く分からず、およそ、県民への説明責任を果たしているとは言えない。

随意契約検討シートには、随意契約を選択した理由を具体的かつ詳細に記載すべきである。

イ 契約担当課の判断によって予め相手方を 1 者に特定した上で地方自治法施行令 167 条の 2 第 2 号(性質又は目的が競争入札に適しない)を根拠に締結する随意契約は、「明らかに 1 者を特定しうる場合」に限定すべきである【指摘事項】

随意契約は、一般競争入札と比して透明性や機会均等性を欠く契約方法であるから、契約担当課の判断によって予め相手方を1者に特定した上で地方自治法施行令167条の2第2号を根拠に締結する随意契約は、「明らかに1者を特定しうる場合」に限定すべきであり、県において類型化を検討してもらいたい。

なお、監査人が考える「明らかに1者を特定しうる」類型の一部は次のとおりである。

- ・ 業務等の履行のために、特許権、著作権その他の排他的権利の使用を必要とするもので、当該権利を有している事業者が特定できる場合
- ・ 特殊な技術又は秘密の技術に関する情報、その他、他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもので、当該情報や知識、技術等を有している事業者が特定できる場合
- ・ 法令等で資格基準が定められており、当該業務等の履行が特定の者に限定される場合

ウ 別添「長崎県 随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領(案)」のような公募手続の制定を検討してもらいたい【意見】

上記イのとおり、契約担当課の判断によって予め相手方を1者に特定した上で地方自治法施行令167条の2第2号を根拠に締結する随意契約を「明らかに1者を特定しうる場合」に限定したとすると、契約担当課において、随意契約の相手方を「1者に特定しうる」と想定するものの「明らか」とまで断定できない事例が出てくるのではないかと考える。

そのような事例を一般競争入札に付すのは、契約事務の執行をいたずらに煩雑化させ不経済を招くことに繋がり、また、後述するような問題を抱える1者応札を引き起こすおそれがあり妥当ではない。とはいえ、具体的に「明らかに1者を特定しうる」という根拠を示せないまま随意契約を選択するのは、随意契約事務の執行の透明性や機会均等性を害することになり許されるものではない。

そこで、契約担当課において、随意契約の相手方を「1者に特定しうる」と想定するものの「明らか」とまで断定できない事案の場合などに、透明性や機会均等性を確保しつつ随意契約を選択できるよう、別添「長崎県 随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領(案)」のような公募手続（以下「事前確認公募手続」という。）の制定を検討してもらいたい。

エ 地方自治法施行令167条の2第2号を理由に随意契約を選択する場合において、「明らかに1者を特定しうる場合」以外は、①事前確認公募手続か、②プロポーザル・企画提案方式を経て契約の相手方を選定するよう検討してもらいたい【意見】

オ 継続年度の随意契約検討シートには、過年度の事業実績や特定者と契約を継続する必要性を検証した結果も記載すべきである【指摘事項】

今回監査対象とした契約の随意契約検討シートでは、当該随意契約を複数年度に渡り継続しているにもかかわらず、契約締結当初の年度と記載内容がほとんど変わっていないものが見受けられた。

当該随意契約が複数年度継続している場合には、当該契約がいつから、どれくらいの期間継続しているのか、また、過年度の事業実績や特定者と契約を継続する必要性についての検証結果も具体的に記載され、県民への説明を行うとともに県民からの検証を受けるべきである。

一部の所管課の随意契約検討シートでは、事業の継続により過年度の実績が向上していることが具体的に記載されており、特定の相手方と随意契約を継続する必要性が非常に分かりやすかったので、全庁的に実施してもらいたい。

カ 随意契約検討シートの改訂、随意契約検討シートの【改訂版】マニュアルの策定を検討してもらいたい【意見】

本監査でヒアリングを実施して感じたのは、随意契約検討シートに何をどのように書いたらいいのか具体的なイメージが掴めていない担当職員が多いということであった。

そこで、上記監査人の意見等を踏まえた随意契約検討シートの改訂案やマニュアル案を添付するので、長崎県において改訂等を検討してもらいたい。

2 1者応札に関する指摘事項・意見

(1) はじめに

1者応札とは、競争入札において1者しか応札者がいない入札事例のことであり、結果論とは言え、競争性が確保されていない以上、有効な入札とは言えず、入札をやり直すべきという見解もある。

ア 直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件は「1者応札への対応について」(平成26年11月14日付26会第68号)に従い、速やかに仕様等の見直しや随意契約への移行を行うべきである【指摘事項】

長崎県は「1者応札への対応について」(平成26年11月14日付26会第68号)(以下「平成26年通知」という。)において、直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件は仕様の見直し等について検討し1者応札の改善を図ること、検証の結果、仕様等の見直しが困難で、やむを得ない場合は、随意契約へ移行する手続きを執

ることを示している。

しかしながら、本監査において、直近の3年間で連続して1者応札となっているにもかかわらず、仕様等の見直しや随意契約への移行が検討されていない契約案件が見受けられた。

したがって、長崎県においては、平成26年通知を職員に周知、徹底させ、直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件は、速やかに仕様等の見直しや随意契約への移行を行うべきである。

イ 「競争入札見直しのポイント～競争性を高めるために～」の策定を検討してもらいたい【意見】

1者応札の解消に関し、担当職員からヒアリングしている中で感じたのが、職員間に知識や情報、経験の差があるため、解消に向けた取り組みにも違いが生じているのではないかということであった。

そこで、監査人は、1者応札解消のための取り組みとして財務省や経済産業省、文部科学省等が示している方策を「競争入札見直しのポイント～競争性を高めるために～」としてまとめてみた。これらを参考に、長崎県において競争入札の競争性を高めるための見直し指針を整理、策定してもらい、1者応札の解消に努めてもらいたい。

3 一般競争入札全般に関する意見

一般競争入札の競争性を高める取り組みを検討してもらいたい【意見】

本監査において、一般競争入札の応札者が2～3者程度しかない契約事案が少なからず見受けられた。

さらに、長年に渡り、応札者が2者程度に固定化している契約事案も見受けられた。

このような契約事案は、1者応札ではないため、平成26年通知に基づく見直し等の対象にはならないが、特定の事業者が予定価格等の入札情報をほぼ正確に把握した状態で応札してくることから競争性に欠け、入札の形骸化や落札率の高止まりを招き、談合の危険性も生み出しかねないものであるから改善の必要性が高い。

例えば、直近の5年間で応札者が特定の2者である場合は、所管課に仕様等の見直しを義務付けるなど、適切な改善策を検討してもらいたい。

4 その他（契約方法に関するもの以外）の指摘事項・意見の検出

- (1) 産業廃棄物の排出事業者としての責任の有無を速やかに再検証し、今後は、仕様書等の作成や契約締結段階で、排出事業者としての責任の所在を適切に定めておくべきである【指摘事項】

この問題は、長崎振興局が所管する路面清掃業務や水産部が所管する漁場環境美化推進事業で検出されたものであるが、県が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）における排出事業者の解釈を誤っていたことに起因していることから、全庁的な見直しを求めるものである。

廃棄物処理法に排出事業者の定義はないが、同法3条は「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定していることから、排出事業者はその事業活動に伴って廃棄物を排出した者と考えられる。

そして、排出事業者には次のような責任がある。

【環境省ホームページ上の解説の抜粋】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされています（排出事業者責任）。

廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることに変わりはありません。廃棄物処理法第12条第7項では、事業者は、産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。不適正な処理を行う廃棄物処理業者に委託していたことが明らかになれば、排出事業者も廃棄物処理法の措置命令の対象になる可能性があるとともに、社名等が公表され、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要があります。

県は、上記路面清掃業務や漁場環境美化推進事業において、清掃業務等の受託者が排出事業者であり、発注者である県は排出事業者ではないと解釈していたようである。しかし、路面清掃業務については道路管理者である県が排出事業者と言うべきである。また、漁場環境美化推進事業については、同事業の主体である県が事業活動に伴って廃棄物を排出した排出事業者であると監査人は解する。

このように、県においては、「排出事業者」に関する誤った解釈のもとに実施している事業があるようであるから、上記路面清掃等以外の事業に関しても、排出事業者としての責任の有無を速やかに再検証し、今後は、仕様書等の作成や契約締結段階で、排出事業者としての責任の所在を適切に定めておくべきである。

- (2) 委託契約の前払い条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付ける、あるいは、前払いできる金額の上限を定めるなどの改訂を行うべきである【指摘事項】

今回、監査を行った委託契約において、受託者が委託料を全額（あるいは8割以上）前払いにより請求できる条項を設けているものが散見され、実際、履行期間は1年間であるにもかかわらず、履行期間開始後すぐに契約金額の約8割を前払いしている事案もあった。

確かに、人件費等必要経費の支出に備えて一定額の前払いが必要となる受託者側の事情は理解できる。

しかし、委託契約における報酬請求については、その委託契約の法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いであるし、県が締結している契約においても同様の取り扱いをしている。また、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うことにはリスクを伴う。

したがって、委託料の前払いについては、次のような制限（あくまで例示である）を設けるように改めるべきである。

① 「発注者（長崎県）において必要と認めるときは前払いできる」

この条項例は、受託者より具体的な必要性を示した上で前払いの請求をしてもらい、発注者である長崎県がその必要性を確認した上で前払いすることを想定している。

② 「四半期ごとに〇〇円を上限として前払いできる」

この条項例は、契約期間を分割し（四半期に限る必要はない）、その期間ごとに前払い金額の上限を定めるものである。1度に多額を前払いすることを避け、分割前払いを行うに際し、それまでの出来高を確認することで、可能な限り履行状況に合わせた委託料の支払いを可能にするものである。

- (3) 委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者の決定通知を受ける際などに、同技術者の履歴書等だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい【意見】

今回監査を行った委託契約においては、委託業務に一定の技術水準や資格を求めるものが少なからず見受けられたが、管理技術者の履歴書等の提出だけで、資格証明書等の写しの提出までは求めていないものが多かった。

しかし、委託業務に一定の技術水準や資格を求めるのであれば、契約締結時に資格証明書等の写しの提出を求め、技術や資格を有することを確認するのが望ましい。

このことは、指名競争入札の入札参加資格の審査時に資格証明書等の提出を受けていた場合であっても同様である。

令和元年度 包括外部監査結果報告書
(報告に添えて提出する意見書)

テーマ

長崎県の委託契約事務の執行について

長崎県包括外部監査人

濱口 純吾

目次

I	包括外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	テーマについて	1
1	選定した特定の事件	1
2	特定の事件として選定した理由	1
第3	監査の視点	1
1	合規性・適法性の視点	1
2	経済性・効率性・有効性（3E）の視点	1
第4	監査対象	2
1	監査対象とした委任契約事務	2
第5	監査手続	3
1	平成30年度公金支出情報による絞り込み	3
2	過年度委託料調による絞り込み	3
3	第1次資料調査（実施時期：令和元年7月～同年8月）	3
4	第2次資料調査（実施時期：後記第6参照）	3
5	ヒアリング調査（実施時期：後記第6参照）	4
第6	監査した件数や日程の詳細	5
第7	監査実施者	10
1	包括外部監査人	10
2	補助者	10
第8	利害関係の有無	10
II	包括外部監査の結果報告・総論	11
第1	指摘事項・意見の検出	11
1	指摘事項・意見の報告の仕方について	11
2	「指摘事項」及び「意見」の定義	11

3	指摘事項・意見の概要	11
(0)	全庁共通	12
(1)	危機管理監	13
(2)	総務部	13
(3)	企画振興部	14
(4)	文化観光国際部	15
(5)	県民生活部	15
(6)	環境部	15
(7)	福祉保健部	16
(8)	こども政策局	16
(9)	産業労働部	17
(10)	水産部	17
(11)	農林部	17
(12)	土木部	18
(13)	長崎振興局	19
(14)	県央振興局	20
(15)	島原振興局	21
(16)	県北振興局	22
(17)	五島振興局	23
(18)	壱岐振興局	23
(19)	対馬振興局	24
(20)	教育庁	25
(21)	県立学校	25
(22)	警察本部	25
Ⅲ	包括外部監査の結果報告・各論（全庁共通）	27
第1	契約方法に関する指摘事項・意見	27
1	はじめに	27

2	随意契約や指名競争入札に関する法令等	27
3	随意契約に関する指摘事項・意見	35
(1)	はじめに	35
(2)	長崎県のこれまでの取り組み	35
(3)	随意契約に関する指摘事項・意見の検出	38
4	1者応札に関する指摘事項・意見	42
(1)	はじめに	42
(2)	長崎県のこれまでの取り組み	42
(3)	1者応札に関する指摘事項・意見の検出	45
5	一般競争入札全般に関する意見の検出	46
第2	その他（契約方法に関するもの以外）の指摘事項・意見の検出	46
IV	包括外部監査の結果報告・各論（所管部局ごと）	49
第1	危機管理監	49
第2	総務部	53
第3	企画振興部	63
第4	文化観光国際部	71
第5	県民生活部	78
第6	環境部	80
第7	福祉保健部	84
第8	こども政策局	88
第9	産業労働部	92
第10	水産部	94
第11	農林部	98
第12	土木部	102
第13	長崎振興局	108
第14	県央振興局	124
第15	島原振興局	135

第 16	県北振興局	140
第 17	五島振興局	145
第 18	杵岐振興局	151
第 19	対馬振興局	157
第 20	教育庁	162
第 21	県立学校	166
第 22	警察本部	169
添付資料		180
1	【長崎県】随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領（案）	181
2-1	随意契約検討シート【当初年度】（案）	188
2-2	随意契約検討シート【継続年度】（案）	190
2-3	随意契約検討シート【改訂版】マニュアル（案）	192
3	競争入札見直しのポイント～競争性を高めるために～	205

I 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

第2 テーマについて

1 選定した特定の事件

「長崎県の委託契約事務の執行について」

2 特定の事件として選定した理由

平成29年度の一般会計決算額における本県の委託料総額は246億4,485万1,267円であり、特別会計決算額における委託料総額7億293万1,603円とあわせると253億4,778万2,870円におよび、本県財政に与える影響は大きい。

また、委託契約には「委任」と「請負」が混在している場合があり契約時に留意する必要があること、過年度の定期監査等で予定額や予定価格の積算根拠の明確化が求められていること、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の適切な選択が求められていること、契約履行を確保するために十分な監督・検査が求められていることなど、適正な事務執行の要請は強い。

これまで、弁護士が長崎県の包括外部監査人として委託契約事務を特定のテーマに取り上げたことがないため、合規性に主眼を置き監査することは、同事務執行の適正化に資するものとする。

第3 監査の視点

1 合規性・適法性の視点

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない、法律や条例、その下にある規則、要綱等に従って適正に行われることが必要である。これらのことは当然、委託契約事務においても妥当する。

よって、本監査においては、合規性・適法性の視点からの監査を行う。

2 経済性・効率性・有効性（3E）の視点

包括外部監査人は、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされている（地方自治法252条の37第1項）。また、監査をするにあたっては、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進、最少の費用で最大の効果を挙げているか、組織・運営の合理化に努めているか、他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図っているか、という観点に特に留意すべきとされている（地方自治法252条の37第2項、同法2条14項、同条15項）。

そこで、本監査においては、これら3Eの視点を踏まえた監査も行う。

第4 監査対象

1 監査対象とした委託契約事務

1回の委託料支出（一般会計のみ。契約金額の全額の場合もあれば、分割払いの一部である場合もある）が100万円以上となっている契約を監査の対象とした。

	所管部局
1	危機管理監
2	総務部
3	企画振興部
4	文化観光国際部
5	県民生活部
6	環境部
7	福祉保健部
8	こども政策局
9	産業労働部
10	水産部
11	農林部
12	土木部
13	出納局
14	長崎振興局
15	県央振興局
16	島原振興局
17	県北振興局
18	五島振興局
19	壱岐振興局
20	対馬振興局
21	議会事務局
22	教育庁
23	監査事務局
24	県立学校
25	警察本部

第5 監査手続

実施した監査の流れは、以下のとおりである。

1 平成30年度公金支出情報による絞り込み

平成30年度の公金支出情報（令和元年6月1日時点において、長崎県ホームページ上で公表されていたもの）から、1回の委託料支出（一般会計のみ）が100万円以上となっている契約を検索したところ、合計1,731件が抽出された。

なお、警察本部は公金支出情報を公表していないため、上記件数には含まれておらず、平成29年度の委託料調等を基に後記第2次資料調査やヒアリング調査の対象とする委託契約を抽出した。

2 過年度委託料調による絞り込み

合計1,731件の契約について、平成29年度の委託料調^{※1}等の資料を閲覧し、さらに調査対象を絞り込んで、合計290件の契約につき、次の第1次資料調査の対象とした。

3 第1次資料調査（実施時期：令和元年7月～同年8月）

合計290件につき、所管部局から次の資料の提出を受けた。

- ① 仕様書・設計図書
- ② 施行伺
- ③ 入札結果報告書（またはこれに類する資料）
- ④ 契約伺
- ⑤ 契約書
- ⑥ 随意契約検討シート

これらの資料の閲覧調査を行い、問題や疑問点が残る契約合計138件につき、次の第2次資料調査の対象とした。

なお、次の3部局については、第1次資料調査において問題や疑問点が残る契約がなかったことから、第2次資料調査の対象外とした。

出納局
議会事務局
監査事務局

4 第2次資料調査（実施時期：後記第6参照）

合計138件につき、第2次資料調査として、上記①ないし⑥の資料に加え、成果物の確

^{※1} 定期監査のために作成されている委託料支出に関する調書。委託の内容、委託先、契約方法、入札・見積書数、落札率、契約額、委託期間等の情報が記載されている。

認に至るまでの全ての資料の提出を受け、契約の締結から履行確認までの全過程を調査し、問題や疑問点が残る契約 132 件に警察本部の 7 件を加えた合計 139 件につき、次のヒアリング調査の対象とした。

5 ヒアリング調査（実施時期：後記第 6 参照）

合計 139 件につき、担当者よりヒアリング調査を行った。

第6 監査した件数や日程の詳細

所管部局		監査件数及び日程	
1	危機管理監	100万円以上の支出	12件
		第1次資料調査	4件
		第2次資料調査	4件
			R1.10.7
		ヒアリング	4件
R1.11.5/R1.11.14			
2	総務部	100万円以上の支出	164件
		第1次資料調査	22件
		第2次資料調査	11件
			R1.10.23
		ヒアリング	11件
R1.10.31/R1.11.14			
3	企画振興部	100万円以上の支出	21件
		第1次資料調査	8件
		第2次資料調査	7件
			R1.10.7件
		ヒアリング	7件
R1.11.1			
4	文化観光国際部	100万円以上の支出	25件
		第1次資料調査	13件
		第2次資料調査	8件
			R1.10.1
		ヒアリング	8件
R1.11.6			
5	県民生活部	100万円以上の支出	29件
		第1次資料調査	9件
		第2次資料調査	3件
			R1.9.25
		ヒアリング	0件

所管部局		監査件数及び日程	
6	環境部	100万円以上の支出	15件
		第1次資料調査	8件
		第2次資料調査	3件
			R1.9.30
		ヒアリング	3件
R1.11.5			
7	福祉保健部	100万円以上の支出	139件
		第1次資料調査	18件
		第2次資料調査	2件
			R1.9.26/R1.10.25
		ヒアリング	2件
R1.10.28			
8	こども政策局	100万円以上の支出	38件
		第1次資料調査	4件
		第2次資料調査	2件
			R1.10.2
		ヒアリング	2件
R1.10.23			
9	産業労働部	100万円以上の支出	134件
		第1次資料調査	21件
		第2次資料調査	3件
			R1.9.26/R1.10.25
		ヒアリング	3件
R1.10.26			
10	水産部	100万円以上の支出	67件
		第1次資料調査	10件
		第2次資料調査	5件
			R1.10.4
		ヒアリング	5件
R1.10.28			

所管部局		監査件数及び日程	
11	農林部	100万円以上の支出	17件
		第1次資料調査	9件
		第2次資料調査	6件
			R1. 10. 18
		ヒアリング	6件
R1. 10. 23			
12	土木部	100万円以上の支出	57件
		第1次資料調査	12件
		第2次資料調査	5件
			R1. 11. 13
		ヒアリング	5件
R1. 11. 14			
13	長崎振興局	100万円以上の支出	269件
		第1次資料調査	36件
		第2次資料調査	21件
			R1. 8. 13/R1. 8. 16
		ヒアリング	21件
R1. 8. 13/R1. 8. 16			
14	県央振興局	100万円以上の支出	103件
		第1次資料調査	26件
		第2次資料調査	17件
			R1. 8. 14/R1. 8. 20
		ヒアリング	16件
R1. 9. 4/R1. 9. 10			
15	島原振興局	100万円以上の支出	107件
		第1次資料調査	13件
		第2次資料調査	6件
			R1. 8. 20/R1. 8. 21
		ヒアリング	6件
R1. 8. 29			

所管部局		監査件数及び日程	
16	県北振興局	100万円以上の支出	270件
		第1次資料調査	25件
		第2次資料調査	7件
			R1. 8. 21
		ヒアリング	7件
			R1. 8. 26/R1. 9. 2
17	五島振興局	100万円以上の支出	118件
		第1次資料調査	11件
		第2次資料調査	6件
			R1. 10. 7
		ヒアリング	6件
			R1. 10. 7
18	壱岐振興局	100万円以上の支出	41件
		第1次資料調査	11件
		第2次資料調査	6件
			R1. 10. 2
		ヒアリング	6件
			R1. 10. 2
19	対馬振興局	100万円以上の支出	91件
		第1次資料調査	8件
		第2次資料調査	6件
			R1. 10. 1
		ヒアリング	6件
			R1. 10. 1
20	教育庁	100万円以上の支出	80件
		第1次資料調査	11件
		第2次資料調査	5件
			R1. 10. 18
		ヒアリング	5件
			R1. 11. 5

所管部局		監査件数及び日程	
21	県立学校	100万円以上の支出	13件
		第1次資料調査	11件
		第2次資料調査	5件
			R1.10.18
		ヒアリング	3件
R1.10.28			
22	警察本部	ヒアリング	7件
			R1.10.28

第7 監査実施者

1 包括外部監査人

濱口 純吾 (弁護士)

2 補助者

有馬 理 (弁護士)

青野 悠 (弁護士)

鮎川 愛 (弁護士)

第8 利害関係の有無

包括外部監査人，補助者いずれにおいても，包括外部監査の対象とした事件につき，地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係は存在しない。

II 包括外部監査の結果報告・総論

第1 指摘事項・意見の検出

1 指摘事項・意見の報告の仕方について

本監査を経て、多くの所管部局で見受けられた委託契約事務の問題点を「各論（全庁共通）」として報告する。かかる問題点は、多くの所管部局に共通していることから、今回、監査対象としていない委託契約等についても同様の問題を抱えているのではないかと懸念されるため、長崎県においては、全庁的に再検討されるよう求める。

検出した指摘事項・意見の報告は次のような構成となる。

① 「指摘事項・意見の概要」

総論として、全ての指摘事項・意見の概要を報告する。

② 「Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論（全庁共通）」

全庁的に共通していると考えられる指摘事項・意見を報告する。

③ 「Ⅳ 包括外部監査の結果報告・各論（所管部局ごと）」

所管部局ごとに、個別の指摘事項及び意見の詳細を報告する。

2 「指摘事項」及び「意見」の定義

本監査において報告する「指摘事項」及び「意見」の定義は、次のとおりである。

	定 義
指摘事項	合規性・適法性に問題があり、速やかに是正・改善を求めるもの
意見	合規性・適法性に問題があるとまでは言えないが、今後の事務処理の円滑化や合理化の観点等から是正・改善を行うことが望ましいと考えるもの

3 指摘事項・意見の概要

本監査での指摘事項及び意見の概要は、以下のとおりである。

(0) 全庁共通

【指摘事項】

	概要
1	随意契約検討シートには、随意契約を選択した理由を具体的かつ詳細に記載すべきである。
2	契約担当課の判断によって予め相手方を1者に特定した上で地方自治法施行令167条の2第2号を根拠に締結する随意契約は、「 <u>明らかに</u> 1者を特定しうる場合」に限定すべきである。
3	継続年度の随意契約検討シートには、過年度の事業実績や特定者と契約を継続する必要性を検証した結果も記載すべきである。
4	直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件は「1者応札への対応について」（平成26年11月14日付26会第68号）に従い、速やかに仕様等の見直しや随意契約への移行を行うべきである。
5	産業廃棄物の排出事業者としての責任の有無を速やかに再検証し、今後は、仕様書等の作成や契約締結段階で、排出事業者としての責任の所在を適切に定めておくべきである。
6	委託契約の前払い条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付ける、あるいは、前払いできる金額の上限を定めるなどの改訂を行うべきである。

【意見】

	概要
1	別添「長崎県 随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領（案）」のような公募手続の制定を検討してもらいたい。
2	地方自治法施行令167条の2第2号を理由に随意契約を選択する場合において、「明らかに1者を特定しうる場合」以外は、①事前確認公募手続か、②プロポーザル・企画提案方式を経て契約の相手方を選定するよう検討してもらいたい。
3	随意契約検討シートの改訂、随意契約検討シートの【改訂版】マニュアルの策定を検討してもらいたい。
4	「競争入札見直しのポイント～競争性を高めるために～」の策定を検討してもらいたい。
5	一般競争入札の競争性を高める取り組みを検討してもらいたい。
6	委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者の決定通知を受ける際などに、同技術者の履歴書等だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

(20) 教育庁

【指摘事項】

	概 要
1	県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様書の内容との関連性を重視し作成するよう積極的に指示すべきである。

【意見】

	概 要
1	本委託業務においては、プロポーザル方式を採用するなど、競争性を確保した上で技術力や専門性が評価されるよう契約方法を検討することが望ましい。
2	本委託業務においては、地区をさらに細分化するなど他事業者の新規参入をより容易にする仕様書の変更を検討することが望ましい。
3	本委託業務については、1者応札の継続を回避するため、仕様等の見直しを検討することが望ましい。

(21) 県立学校

【指摘事項】

	概 要
1	仕様書は、委託者が受託者に対して、いかなる内容の業務委託を行うか、その委託の範囲や内容を具体的に特定して記載すべきである。
2	県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様との関連性を明らかにして作成するよう積極的に指示すべきである。

【意見】

	概 要
1	相当程度長期間、随意契約が結ばれているような委託契約においては、随意契約とする理由の適正さを検討するのに役立つ資料を添付するなどの工夫を検討することが望ましい。

第20 教育庁

1 監査の対象及び方法

- (1) 平成30年度における100万円以上の委託料支出：80件
- (2) 第1次資料調査：11件
- (3) 第2次資料調査：5件
(第2次資料調査日：令和元年10月18日)
- (4) ヒアリング調査：5件
(ヒアリング実施日：令和元年11月5日)

2 問題点の検出

- (1) ながさき教育情報ネットワーク保守SE及びヘルプデスク業務委託（担当課：総務課）

【委託業務概要】

ながさき教育情報ネットワーク（以下「NEWS」という。）のネットワーク運用監視や障害対応、プログラムの不具合対応などの保守業務や、県立学校からのパソコントラブルの問い合わせ対応、教育庁センターサーバ等更新の作業補助を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	75,232,800円
契約期間	平成27年10月1日～平成30年9月30日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

- (2) イングリッシュキャンプ運営業務委託（担当課：義務教育課）

【委託業務概要】

宇久地区（佐世保市）、島原市、南島原市の3市において、受託事業者が提供する英会話体験プログラムや大学の留学生等を活用して、学校から離れた場所（地域の施設や史跡等）を会場にしながら、直接的な外国人との英会話体験プログラムを提供するため、外国人講師・運営スタッフ等の配置や教材の準備等イングリッシュキャンプ事業の円滑な運営を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	6,634,570円
契約期間	平成30年8月7日～平成31年2月28日

【問題点①】

本委託業務は、平成28年度からの3か年計画の事業である。当初から契約方法として一般競争入札が採用されているが、本委託業務までの3年度すべて見積業者である同一

の事業者が落札している。平成 28 年度は、他に 1 社が入札に参加しているものの、平成 29 年度、本委託業務である平成 30 年度は、見積業者がそのまま 1 者応札の上落札している状況である。

本委託契約は平成 30 年 9 月 28 日から同年 11 月 1 日までに、イングリッシュキャンプを各地で 7 回実施する契約内容となっているが、一般競争入札の公告は同年 7 月 12 日、入札執行日が同年 8 月 1 日と設定されており、入札から約 2 か月弱という短期間でイングリッシュキャンプを実施するスケジュールとなっている。

競争参入の観点からは、このような短期間で具体的な実施日時が決められているキャンプ運営を実施できる事業者は事実上限定され、競争を阻害するおそれがある。現に平成 28 年度に他の 1 社が入札に参加しているものの他の 2 年度は見積業者が 1 者応札をしている点から見ても、公告期間や準備期間の短さが参入障壁となっている可能性は否定できない。

また、本委託業務では、受託事業者がプログラムを提案し県教育委員会や市町村と協議をした上でプログラム詳細を決定することとなっており、またプログラム実行のために高度な英語コミュニケーション能力等適正な能力を有する外国人講師を確保する必要もあり、業務内容に関して高度な技術力や専門性が求められるものである。したがって、価格の面での競争のみならず業務内容や質という面での競争が重要と考えられる。

そこで、例えば本委託事業に関してプロポーザル方式を採用するなど、技術力や専門性での競争性を確保した上で、より技術力や専門性が評価されるよう契約方法を検討することが望ましい。

【意見】

本委託業務においては、プロポーザル方式を採用するなど、競争性を確保した上で技術力や専門性が評価されるよう契約方法を検討することが望ましい。

【問題点②】

本委託契約においては、プログラム終了後 1 か月以内又は契約期間の末日のいずれか早い日までに業務完了報告書（以上「報告書」という。）を提出しなければならないとされている（契約書 5 条 1 項）。

これに基づき、受託者から平成 30 年 11 月 20 日に報告書が提出されている。そこには、実施日時、場所、参加者数、スタッフ従事者数、プログラム趣旨、プログラム内容と活動の様子等が記載されている。

記載内容により概ね委託業務の内容は理解できるものの、運営に必要な人員を適正に配置したか否か、危機管理体制をどのように構築し実施したか、どのような教材を配布使用したか等、仕様書に記載されている委託業務内容の遂行度合を確認するための情報が不足している。

報告書は、受託者が仕様書の内容に従い委託業務を遂行したかを委託者において確認

するために重要な意味をもつ資料である。県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様書の内容との関連性を重視し作成するよう積極的に指示すべきである。

【指摘事項】

県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様書の内容との関連性を重視し作成するよう積極的に指示すべきである。

(3) 平成 30 年度 県立学校給食調理等業務委託 (C 地区) (担当課：体育保健課)

【委託業務概要】

大村地区（以下「C地区」という。）における特別支援学校、夜間定時制高等学校で提供する給食（以下「学校給食」という。）や特別支援学校の寄宿舎で提供する食事（以下「寄宿舎食」という。）の調理等業務を行う。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	174,960,000 円
契約期間	平成 29 年 8 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日

【問題点】

本委託業務の総合評価一般競争入札には、受託者と後述するD地区の落札業者の2社が参加している。

ヒアリングによれば、過去には本委託業務の入札に参加する事業者が他に2、3社あったものの、その後は本委託業務の受託者とD地区の受託者のみが入札に参加し、他に新規で入札に参加する事業者を探すのは、委託業務の内容や事業者の規模、事業者の人員確保が困難である等、様々な事情により困難ではないかとのことである。

本委託業務は、1者応札が継続しているケースではないが、現在のところ本委託業務の受託者とD地区の受託者以外の事業者が新規参入する見込みは大きくない。このような委託業務においては、さらに地区を細分化して委託業務のスリム化を図るなど、他事業者の新規参入が容易になるような仕様書の変更を検討することが望ましい。

【意見】

本委託業務においては、地区をさらに細分化するなど他事業者の新規参入をより容易にする仕様書の変更を検討することが望ましい。

(4) 平成 30 年度 県立学校給食調理等業務委託 (D 地区) (担当課：体育保健課)

【委託業務概要】

佐世保、東彼杵地区（以下「D地区」という。）における特別支援学校、夜間定時制高等学校で提供する学校給食や特別支援学校の寄宿舎で提供する寄宿舎食の調理等業務を行う。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	130,680,000円
契約期間	平成29年8月1日～令和2年7月31日

【問題点】

本委託業務の総合評価一般競争入札は、受託者の1者応札となっている。

ヒアリングによれば、本委託業務の地区分けがかつて県内2地区に区分されていたころには、入札参加事業者は本委託業務の受託者以外にも1、2社存在したものの、現在においては、本委託業務に関して、今後新規で入札に参加する他の事業者を探すのは委託業務の内容や事業者の規模、事業者の人員確保が困難である等、様々な事情により困難ではないかとのことである。

本委託契約は、長らく1者応札が続いているケースではないものの、今後は上記の事情により1者応札が続くことも予想できるところである。そのため、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」（26会第68号）の趣旨に従い、①参入障壁となり得る事情がないかを検討し、②参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直すなど、1者応札の継続を回避する対応を検討することが望ましい。

【意見】

本委託業務については、1者応札の継続を回避するため、仕様等を見直しを検討することが望ましい。

(5) 長崎県教育センター仮想サーバ環境構築業務委託（担当課：教育センター）

【委託業務概要】

機器更新に伴う長崎県教育仮想サーバの構築及び県庁サーバ環境への移行、教育センター所内LANのNEWSネットワークへの接続、機器更新に伴う教育センター第2パソコン室のサーバ、クライアントPC等の設定等を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	6,998,400円
契約期間	平成30年10月1日～平成31年2月20日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

第21 県立学校

1 監査の対象及び方法

- (1) 平成30年度における100万円以上の委託料支出：13件
- (2) 第1次資料調査：11件
- (3) 第2次資料調査：5件
(第2次資料調査日：令和元年10月18日)
- (4) ヒアリング調査：3件
(ヒアリング実施日：令和元年10月28日)

2 問題点の検出

- (1) SGH海外フィールドワーク②業務委託（担当学校：長崎県立長崎東高等学校）

【委託業務概要】

高校2年生4名を選抜して、文部科学省指定スーパーグローバルハイスクール事業に係る海外フィールドワークを実施するもので、交通手段や宿泊施設の確保、添乗業務、現地コーディネートを主な業務内容とする。

契約方法	一般競争入札
契約金額	2,547,936円
契約期間	平成31年1月28日～平成31年3月31日

【問題点①】

本委託業務の仕様書には、「1 目的・概要」の項目に、海外フィールドワークを実施する旨のほか、①課題研究成果を現地大学等で発表し、フィードバックを得る、②調査やインタビュー、研究施設訪問等を実施し、課題研究を深める、③多様な価値観と文化的多様性を理解し、グローバルな物の見方を養う、と記載されている。

このような仕様書の記載からは、委託業務の内容として、現地フィールドワークのプランニング等も含まれているかのように読み取れるが、担当者ヒアリングの結果、本委託業務は交通手段や宿泊施設の確保、添乗業務、現地コーディネートを主な業務内容であり、現地フィールドワークのプランニング等は含まれていなかった。

仕様書は、県が受託者に対して、いかなる内容の業務委託を行うかを具体的に特定して記載すべきであり、委託の範囲、内容等を明確に記載しなければならない。本委託業務における仕様書は、海外フィールドワークという事業自体の趣旨目的を記載したものとなっており、この事業を行うにあたり県が委託事業者に対して何を委託するのかが明確に記載されていない。

仕様書の記載が不明確であると、入札参加を希望する者に対し、実際の委託業務を超える業務を求められているという誤解を与え、入札を躊躇させる、あるいは、入札金額を高く設定せざるを得なくなる、といった弊害をもたらしかねない。

【指摘事項】

仕様書は、委託者が受託者に対して、いかなる内容の業務委託を行うか、その委託の範囲や内容を具体的に特定して記載すべきである。

【問題点②】

本委託業務においては、委託業務完了後、遅滞なく業務完了報告書を委託者に提出しなければならないとされている（契約書5条1項）。

提出された業務完了報告書を確認すると、海外フィールドワーク初日から最終日までの受託者の添乗員の感想などが報告されている。しかし、仕様書に記載されている宿泊の確保、現地での移動手段や内容、食事の実施、現地コーディネートの有無、病气事故等緊急対応の有無、その他問題点など、ほとんど具体的な記載がなく、業務完了報告書をもって、仕様書に記載されている委託業務の内容が適正に遂行されたかどうかを確認することはできない。

本委託業務においては、既に問題点①で指摘したとおり、仕様書の記載内容自体が不明確であるため、その委託業務完了報告書の内容も曖昧な内容となっていると思われる。委託業務完了報告書は、委託者が、仕様書の内容に従い受託者が委託業務を遂行したかを確認するために重要な意味をもつ資料である。県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様との関連性を明らかにして作成するよう積極的に指示すべきである。

【指摘事項】

県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様との関連性を明らかにして作成するよう積極的に指示すべきである。

(2) 衛生看護科生徒看護臨地実習委託（担当学校：長崎県立五島高等学校）

【委託業務概要】

県立学校衛生看護科の生徒が、学校において看護に関する基礎的な知識・技術・態度（精神）を有機的に関連させ、これを臨床の場に応用する能力を養うため、一定期間、病院に基礎看護実習などを委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	17,902,080円
契約期間	平成30年4月10日～平成31年3月22日

【問題点】

本委託業務は、昭和49年度から現在まで継続している業務委託であり、県立五島高等学校の衛生看護科の生徒が准看護師受験資格を得るために一定数の病院実習を終えることが必須となるため、30名以上の生徒を同時に受け入れ、かつ実習をさせるだけの規

模を持つ病院が五島市内に1つしかないという理由から、長年随意契約がなされている。

本委託業務の内容に鑑みれば、随意契約の理由には相当性があり、問題はない。しかし、相当程度長期間、随意契約が結ばれている経緯を踏まえて、さらに随意契約の適正さを担保するために、随意契約検討シートに近隣病院の病床数や診察科目数などを比較した資料を添付するなどの工夫を検討することが望ましい。

【意見】

相当程度長期間、随意契約が結ばれているような委託契約においては、随意契約とする理由の適正さを検討するのに役立つ資料を添付するなどの工夫を検討することが望ましい。

(3) 盲学校小学部棟寄宿舎における外壁調査業務の委託（担当学校：長崎県立盲学校）

【委託業務概要】

建築基準法12条2項に基づく盲学校の定期調査における外壁・軒裏調査及び落下防止用手摺・タラップ等金属物の腐食状況の調査業務を委託するもの。

契約方法	指名競争入札
契約金額	2,808,000円
契約期間	平成30年11月28日～平成31年2月28日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

